

審議会等名称	第 23 回神奈川県障害者施策審議会
開催日時	平成 30 年 11 月 26 日（月曜）15 時 30 分から 17 時 45 分
開催場所	産業貿易センター B 1 0 2 会議室
出席者	◎堀江会長、河原委員、鈴木委員、猿渡委員、小山委員、野口委員、須貝委員、堤委員、安藤委員、伊部委員、六反委員、赤坂委員、成田委員、在原委員、小川委員、徳田委員、杉山委員
次回開催予定	未定
問合せ先	障害福祉課調整グループ 伊藤 電話 0 4 5（2 1 0）4 7 0 3 F A X 0 4 5（2 0 1）2 0 5 1
会議記録	発言記録：要約 要約した理由：委員会の申合せ
会議の概要	以下のとおり
<p>県福祉部長あいさつ</p> <p>（堀江会長） まず初めに、前回に引き続き、障がい者雇用の関係を報告していただこうと思います。事務局の方からよろしく願いいたします。</p> <p>（事務局） 参考資料に基づいて説明。</p> <p>（堀江会長） 今、ご説明いただいたものにつきまして、時間を区切らせていただきながら進行したいと思います。いかがでしょうか。</p> <p>（堤委員） 今ご報告がありました 11 月 22 日現在での、来年 4 月 1 日からの採用人数というのは、37 人中 36 人が合格とおっしゃったかと思います。この 36 人の内訳というのはわからないのかなと思います。もしわかりましたら事後でも結構です、教えていただきたいと思います。</p> <p>それからもう一点は、今資料として配られました知事部局、教育委員会の中に、知事部局は精神が 2 人、教育委員会は精神が 16 人となっておりますが、私は精神の方はまだ 1 人も採用されていないのではないかと実は思っていたのですが、ここに載っておりますとありがたいことだと思います。それで、私どもじんかれんでは統合失調症の方が大体 7 割から 8 割、躁うつ病の方、発達障がいの方などが家族会に入っておられます。それと、精神にはそれ以外にてんかんの県の団体、アルコール・薬物依存症家族会などもあります。そういう意味で、差し支えないようであれば、この知事部局 2 人、教育委員会 16 人の方が精神のどういう障がいをお持ちなのか、わかりましたら教えていただければありがたいと思っております。</p> <p>（鈴木委員） 何点かお伺いします。まず 1 つ目は、参考資料として、障がい当事者の人数を出していただいております。その中で、先ほどのご報告では、29 年 6 月 1 日現在の実人数ということの報告であったのですが、その水増しをしていた人数というのは障がい別にどれぐらいになるのかということもぜひお聞かせいただきたいと思います。今でなくて結構です。</p> <p>それから、第三者委員会を立ち上げて検討を何回かされたというようなことがあります、</p>	

これは障がい者の問題なのに障がい当事者が入っていない、入っていないでも後で意見を聞かれるのかどうか、今後そういう計画があるのかなのかというところの確認であります。

それから、新しく障がい者を募集したという発表がありましたけれども、安倍総理は国会の答弁などで、障がいの特性に応じた仕事を見つけて、それでやっていくのだというような方向性も示されているのですが、私ども視覚障がいのある者としては、一般事務というよりはいわゆる電話交換の技術職だったり、職員の健康管理をしていくようなヘルスキーパーだったりというようなところでの職種が期待されているところではありますが、そういった部分では考えられていたのでしょうかという点です。

(堀江会長)

今の2つの質問にお答えできるところでお願いいたします。

(事務局)

今年度実施した障がい者の採用選考で36人合格者の内訳ということですが、その内訳は公表されておりませんので、現時点ではお答えできません。戻って再度確認はいたしますが、内訳はお伝えできないという結論になるのではないかと考えております。

それから、そのほかの内訳をとるところについては、こちらに戻りましてそれぞれ確認してご用意できるものはご用意したいと思います。

それから、第三者委員会に障がい当事者の意見を聞くのかどうかということですが、この検討委員会では障がい当事者のご意見も伺っていきたくて考えておりますので、その方法についても委員会の中で今後考えていくことになるかと思っております。

それから、視覚障がい者の方ですと電話交換やヘルスキーパーという職種を期待されているというようなお話でしたけれども、今回の試験で募集していたものは行政職、いわゆる一般事務職の仕事になります。電話交換やヘルスキーパーというものは、県の方では過去採用していて、実際働いている職員もおりますけれども、今年の時点で電話交換やヘルスキーパーの採用をやっているわけではありません。ただ、障がい者の採用をどうやっていくかということについてはまた今後の検討になってくると思っておりますので、現時点で明確にお答えできませんが、今回の採用に関しては一般事務職の採用試験であったということになります。

(野口委員)

知的障がいのことについてですが、検討委員会で多分いろいろご意見や、障がい別の働き方の定義なども出てくると思うので期待してはいますが、知的障がいの場合、特にこういう行政の働き方というのはどういうものがあるかというのは今まであまり考えられていなかったのではないかと思います。ぜひ人数合わせではなく、知的障がいの方が定着して働けるまで、自分の能力に合わせて働けるような働き方というのを、今まで民間の会社とかではいろいろ工夫されている先進的なこともあると思っておりますので、この行政での働き方というものもこれから時間をかけて確立していけるように検討していただきたいと思っております。

(堀江会長)

今の意見に対しましてお答えいただいたほうがよろしいかと思っておりますので、事務局から回答をお願いします。

(事務局)

現在、知的障がい者の方を非常勤職員で採用するような取組みもやっておりますので、そういう能力に合わせた働き方については考えていきたいと思っております。先ほどお話

しした採用選考では、身体、精神、知的、それぞれの方を対象とした試験になってきますので、その試験で採用された場合には、それぞれの方の障がいの特性に合わせた配置先、働き方というものを検討していきたいと思っています。

(鈴木委員)

まず、一般事務職の採用試験をされたというのですが、視覚障がいだけではありませんが、パソコンを使っただけの試験の実施や、そういった人たちに対しての時間延長とかというの、今回されていないのであれば、それはそういう対象がいなかったと理解をしていますが、もしそういった配慮があれば試験が受けられるという人がいた場合、ぜひパソコンを。司法試験でも最近ではパソコンでの試験が導入されていますし、時間の延長などもしてもらっているということを考えると、そういったことも県の採用試験の中ではぜひお願いしたいということです。

あと、今まであった職種で障がい特性に応じた部分ということでは、電話交換手とかヘルパーは県が採用していただかないと各市町村も採用していただけないので、ぜひ県が模範を示すということでお願いしたいと思います。

(堤委員)

先ほど質問した中で、お答えされたのですが、11月22日に発表された36人の合格者の内訳は公表されませんということなのですが、なぜされないのかちょっと理解できません。6月度県議会代表質問で知事が知的・精神障がい者も来年度から積極的に採用するという答弁をされ新聞記事に載りました。全国の家族会の皆さん方から、神奈川県はすばらしい取り組みをされますねと言われました。ですから、来年4月になったら精神は何人採用されたのですかと当然尋ねられると思います。また、私どもじんかれん家族会の方からも当然同様なことを尋ねられると思います。神奈川県精神当事者の方も元気になって就労できるような状態になっている方もおられますので、ぜひそういう方は今回、今年の試験に応募していただきたいということをじんかれんの理事会等で呼びかけていました。そうしないと精神の就労は進みません。知事の最初の新聞記事を見ますと、とにかく知的も精神も採用するのだという意気込みで、それは県が民間の模範を示すのだということだったと思います。今日私はその記事を持ってきていませんが、そういう意味でも、合格者と内訳は公表していただければと思います。今すぐできなかつたら年明けでも結構ですからよろしくお願いします。

(堀江会長)

要望ということでまたご検討ください。この第三者委員会というのはまだ何回か開かれることになりますよね。伊部委員もいらっしゃるようですので、またそこでも検討いただければありがたいと思います。また、この第三者委員会などは来年度以降も継続するものなのかどうか伺いたいことはありますが、まとめて次回にでもお話を伺いたいと思います。ありがとうございました。

(事務局)

1点だけ、今、試験の際の配慮のご質問があったかと思いますが、試験に当たって、点字やパソコンのワープロ機能、拡大印刷での受験ですとか、車椅子の使用、身体障がい者補助犬同伴のご希望ですとか、試験員の発言内容を印刷した用紙の配付、あるいは手話通訳ですとか、就労支援機関の職員の同席などについては、お申し出をいただければ対応するということが今回の試験は実施しております。実際にその対応があったかどうかというのは、把握しておりませんので申し訳ありませんが、そういった対応自体はさせていただいているところです。

(堀江会長)

では、この報告につきましてはこれで区切らせていただきます。

次の議題に移ります。議題（１）神奈川県障害福祉計画に関する取組状況について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

資料１に基づいて説明。

(堀江会長)

この点、７ページが今日の追加項目ですが、もし質問があれば１つ程度お受けしたいと思います。

(小山委員)

逆にやめた当事者の数というのは分からないものなのですか。それと、就労移行Ａ型にいてまたほかのＡ型に行ってしまうという前例もあるので、そういったのも数に入れてほしいなと思うのです。この会社が嫌だから他の会社というふうに、私もそうでしたが、このＡ型が嫌だからこのＡ型というふうにしていくと、もう数が分からなくなっている感じになるので、やめた人数とか、逆に移った人数というのがわかるといいなと思うのです。

(事務局)

やめてしまった人の数とか、Ａ型からＡ型に移った人の数というのが、統計上、こちらで数字を押さえているものがございません。今後、こういったところの数字が必要であれば調査項目として考えたいと思いますので、少しお時間をいただいて検討させてください。よろしくをお願いいたします。

(須貝委員)

先ほど堤委員からもご質問がありましたけれども、この表の３目というか全体に障がい者の就労実績の障がい別の資料というのは出ないものですか。

(事務局)

申し訳ありません。障がい種別でこの項目を調査しておりませんので、現状その数字はこちらで持っておりません。

(堀江会長)

分かりました。よろしいですか。障がい種別毎のデータは持っていないということですが、やはり関心があるところではありますよね。アセスメント、評価をする時に、数値だけではなくて、その裏にあるような細かな実態も評価できるような、そういうシステムを持ってもらえるといいというふうに毎回出てくると思います。今のような定着率の問題とか、どういう障がいだと定着率が高いか低いかなどは皆さん多分関心のあるところなので、把握できる場所、あるいは事例などでアセスメントできるようにお願いしたいと思います。

(河原委員)

参考１ですけれども、資料の８ページの表を見ますと県西圏域の状況が悪いと思うのですが、他の地域は１００％を達成しているのに、県西だけは５０％ですね。やはり地域的な特徴があると思うのですが、それに対してどのように働きかけを考えているのでしょうか。また、７ページの最後の表ですが、移行率が目標の５０％に対して３７％というのは、たくさん移行し

ている事業所がある一方で、ほとんど移行がない事業所がいっぱいあるということだと思
うので、移行していない事業所に対してどのような取組みをするのか、働きかけをするのか、
考えをお聞きしたいと思います。

(事務局)

まず、地域差なのですが、県全体として今のところ障害者就業・生活支援センターを県内
各圏域毎に設置をしております。各圏域毎の就労移行支援事業所であったり、就労継続支援
B型の事業所に対する支援、例えば就職させるためにはこういった取組みが必要なのではない
かというところを一緒に連携しながら協議をする場なども設けておりますので、情報交換
をしつつ、各圏域毎、ひいては県全体の取組みとして底上げを図っていきたいと考えており
ます。

同じように、就労移行支援率が3割以上の事業者数も正直中々伸びていないというところ
も県は把握しています。昨年度、各事業者にいろいろ聞き取った内容ですと、しっかりやっ
ているという言い方は大変失礼なのですが、就労移行支援率がかなり高いところにつきまし
ては、例えば就職先である企業であったり、市町村と連携しながら取り組んでいます。そう
いった取組みについても各圏域毎で情報共有をしつつ、同じような形で圏域ごとの就労移行
支援率を伸ばしていきたいと考えています。

(河原委員)

地域の格差があるということですのでけれども、事業所も格差がないように努力をお願いし
たいと思います。次の報告では、格差が少なくなるように期待しております。よろしくお願
いします。

(堀江会長)

ありがとうございました。では、次の議題も残っておりますので進めさせていただこうと
思います。

次は、議題(2)かながわ障がい者計画についてに移りたいと思います。前回の審議会
では、骨子案として計画の項目について議論いたしました。今回は、計画の素案ですので内容
にも入っていききたいと思います。事務局から資料の説明をいただいた後に、内容について区
切りながら審議を進めていききたいと思います。では、事務局の説明をお願いいたします。

(事務局)

資料2から資料4に基づいて説明。

(堀江会長)

では、委員の皆様と審議を進めていこうと思います。進行の時間が20分押している
ので、簡潔に議論していきたいと思いますが、あるいは10分ぐらい延びるかもしれないとい
うことはお含みおきいただければと思います。

では、これからなのですが、あちこち行ってもまた話が分散してしまいますので、今日
は部分部分を区切って、この部分についてご意見をいただくということで、時間を区
切ってやってみようと思います。それがうまくいかないようでしたらまた進行の方法を変
えたいと思います。

まず第I章について見ていただけますか。1ページから10ページということになります。
ここは本当に基本的な考え方について載っているものですし、今までも何回か議論
していると思います。ここについてご意見のある方、お願いできますでしょうか。

(小山委員)

障がい者の数と出ているのですが、クローズの人たちも混ざるのですか。障がいを隠している人たちもやはり混ざるのですか。

(赤坂委員)

資料3の8ページのグラフ、ぱっと見て精神障がい者の伸びがすごいなということを感じて、こういうグラフはわかりやすいのだなと思ったのですが、各障がいごとの年齢層まで出すのは大変でしょうか。例えば、身体は65歳以上が多いとか、精神障がいの人は結婚適齢期の人が多いとか、知的は幼児が多く発見されるとか、私は本当のところはわからないのですが、そういう障がいごとの年齢層を明示すると、障がいに対してもっとみんなの理解が深まるのではないかと思うのです。大変な作業かもしれませんが。

(河原委員)

毎回繰り返しになると思うのですが、障害の「害」を平仮名にするということは決まっているのですか。決まった場合は仕方ないのですが、意見としてお聞きしたいと思います。やはり漢字から平仮名に変えるということだけでは、何の問題も解決できないと思うのですが、表面だけ変えるのではなくて、中身を変えなければ意味がないと思うのです。どうせ変えるのであれば「障」という漢字も全部平仮名に変えたらいいのではないかと思います。

それからもう一つ、先ほど言われたように、障がい者の数、3ページの枠の中に、「障がい者の定義」というのがありますよね。「日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある」という文言があるのですが、7ページの表の数は手帳を持っている人の数ですよね。その枠の定義と矛盾していると思うのです。本当に障がいがあるために日常生活や社会生活の制限を受ける人がたくさんいると思うのです。そのはっきりした数はわからないと思いますが、大体どのくらいいるという数字を表したほうがいいのではないかと思います。

(事務局)

障がい者の数の捉え方ですけれども、今、河原委員がおっしゃったように手帳を持っている方、あるいは8ページの※5にございますけれども、手帳の交付を受けている方、あるいは知的障がいの方については行政の方で知的障がい者として把握している方の数ということになっていますので、小山委員がおっしゃったように、この数の中には手帳を持っていないで障がいを隠している方というのは入っていませんが、考え方としては、手帳を持ってなくても障害福祉サービスを受けられる方もいらっしゃいますので、手帳を持っている方にこの施策が限られるというような考え方ではございません。

それから、障がい者の方の年齢を出せないかというご指摘を赤坂委員からいただきました。実はこの推計に当たっても、なかなか年齢別の詳細が国の方にも無くて、県の方でもとり切れないという悩みがございます。確かに精神障がい者、身体障がい者の方は高齢の方が多いということは承知しておりますけれども、ここでお示しできるような精緻なデータが無いということで、我々としてはちょっと苦しいところでございます。ご指摘はごもっとも思っております。

それから、河原委員から障がいの「がい」の字のお話を改めていただきました。これは、もう委員ご承知のところが多いかもしれませんが、国の方でも平成22年度に障がいの表記に対する検討ということが行われました。漢字で「障害」と書く場合、同じ漢字でも石へんの「障碍」と書く場合、それから平仮名にする場合、その他違う言い方もいろいろあるようですけれども、各種意見があり、それぞれの表記の仕方についてメリットもデメリットもあるのではないかとということで、障がい者団体のご意見も一致しなかったというようなことがあるようで、国の方では以後、このように改めようというような結論にはなっておりません。

私ども神奈川県では、平成 28 年に行われた知事との対話の広場で、障がい当事者の方から障がいの「がい」の字を平仮名に変えていくということについて質問があり、知事から漢字の「害」が持つ否定的な響きということを考慮して平仮名にしていこうというような考えを示しておりまして、今回の素案検討案、資料 3 の目次の最後のところでございますけれども、米印で書いてございます。「害」の表記については、法令等の名称及び法令等で定められている用語などで漢字表記が使用されている場合、これは法令を引用する場合に県のほうで勝手に平仮名に変えるということではできませんので、そこは漢字のまま使います。あるいは、機関、団体等の固有名詞が漢字表記となっている場合、これもそのまま漢字でございましてけれども、それ以外のものについては、その「害」の持つ否定的な意味合いを考慮して平仮名で記載しております。これは、昨年度改定しました障がい福祉計画においても平仮名ということで改定させていただきましたので、それを継続していることとなります。河原委員がおっしゃるように、社会的な障壁を低くしていく、なくしていくことこそが問題の解決の本筋であると、そういう部分は私どもそういった考え方でございまして、今回の計画の中でも障がい者の社会参加を妨げる壁を無くしていく、偏見を無くしていく、低くしていくというような取組みを据えているところでございます。考え方については共有させていただいているものと認識してございます。

(堀江会長)

I 章についてご意見はほかによろしいですか。

(小川委員)

最初に 1 つだけ単純ミスだと思うのですが、6 ページの真ん中の、手話言語条例の 3 行目の説明の「県の債務」というのは「責務」ではないのですか。

それと意見を 1 つだけ。この計画はかながわ障がい者計画ですけれども、手帳所持者に対する施策ではなくて、生活のしづらさを持つ人々の施策であるというふうに考える、それが前面に出てこないと非常に狭いことになってしまうので、今出ていました議論の幾つかは、その狭さによる違和感だと思うのです。例えば、現在起きている国、県、市町村の行政の雇用率の水増し問題に端を発して、現在、全国脊髄損傷者連合会をはじめ幾つかの障がい者団体は手帳制度そのものに問題を感じていて、手帳を持っていないけれども非常に困難を持っている人、例えばそういう人たちの雇用をいろいろ配慮してほしいと。例えば働く時間だとか働く内容だとかということをいろいろと行政に訴えるような形になっているので、それはもっともだと思うのです。まずは障害者手帳を持っていることそのものが障がい者ではなくて、しづらさを持っている人、そして今、県の方でおっしゃられたような障壁を低くしていくということ、そういうことを考えていかないと、例えば精神障がいの方も手帳をお持ちではなくて診断を受けている方々がたくさんいらっしゃるって、いろいろと配慮が必要な方もいらっしゃるわけなので、そういう方を含めてこの計画が進行していく考えていく必要があると思っています。意見で結構です。

(堀江会長)

今のことを盛り込むかどうかについて、また事務局のほうでご検討いただきます。記載はしてあるので、多分その強調のし具合とか、2 番の障がい者数の推移のところから最初から手帳所持者ということになってくるので、そのあたりの悩ましい部分についても何か記載があるともっと積極的なのかなと思います。これについてもご検討いただくということによろしいでしょうか。事務局の方としてもこのようなことでいいですか。

(事務局)

はい。承知いたしました。

(堀江会長)

では、次に進ませていただきます。次がⅡですね。11 ページから 18 ページまでに関しまして、ご意見などがありましたらお願いいたします。特にここは基本理念のところに当たりますので、とても重要なところだと思います。お気づきの点、よろしくをお願いいたします。

(堤委員)

まず、14 ページの「ともに生きる社会かながわ憲章」がございますね。前にも私、ここで何度か言ったことがあります。再度言わせていただきます。この憲章の3番目、「私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します」とあります。この中の、「障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁」である精神障がい者へのバス料金割引が神奈川県下の横浜市、川崎市除いた地域の精神障がい者においては未だに実現に至っておりません。地域の精神障がい者は割りを食っております。横浜市、川崎市におきましてはもう随分前から市の福祉施策の一環としてバス事業者に補助金が出ており割引が実施されております。地域の当事者は経済的負担から外出を控え、このことが社会参加を妨げています。また、親も高齢で年金生活者ということもあって、当事者自身が親も大変だからと生活のことを気にして外出を控えるという方も多く、このことが社会参加を妨げ、ひきこもりの原因ともなっています。園域における移動手段はバスがほとんどで距離もあり経済的負担は大変なものです。今、地域の当事者・家族が困っていることはバス料金割り割引が未だに実施されていないことです。地域の方も同じ神奈川県在住者です。バス料金の地域間格差をなくして精神障がい者の社会参加を妨げるあらゆる壁を取り除いていただき、地域の当事者・家族にも実感の伴うものにしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

(堀江会長)

何度かご発言いただいているテーマですね。これからこの限られた時間の中でⅢ章やⅣ章まで検討を進めていきたいと思っているので、全体的に骨子を見て漏れがないかどうかとか、あるいは俯瞰するような立場で見ていただくということが今日の役割になるかと思っております。今のような施策の不十分さについてもご発言いただきたいと思います。またⅢの各論に行ったときなどにもご発言いただく機会がありますので、少し進行にご協力いただけるとありがたいと思っております。

(成田委員)

私は、13 ページの図の中にあるノーマライゼーションの思想を根底にというところで少し説明をいただければと考えています。教育分野のところでは、インクルーシブシステムとかインクルーシブ教育という言葉がよく出てきていて、それで私自身としてはひとりひとりを大切にする、あるいはともに生きる社会という、どうしてもインクルージョンを想定してしまうのですが、ここでやはりノーマライゼーションというところで説明していく意図というか、その考えの基本をもう一度説明していただけるとありがたいかなと思っています。

(河原委員)

今さら言ってもどうかと思いますけれども、17 ページの最後の部分の(2)「教育や文化芸術・スポーツにおける取組み」のところですが、障がい者に対する理解を広めるためには、子どもに対して理解を広める取組みが大切だと思っております。そのことについて、子どもに対して理解を広めるという言葉がはっきりと入っていないので、県民に対する理解の中に

子どもに対する理解というものも含めたらどうかと思います。学校教育などその教育場面において、子どもに対して障がいに対する理解を深めるということを強く載せていただきたいと思っております。

(六反委員)

17 ページの(2)の雇用・就業のところなのですが、前回の文言からは若干変わっているかと思うのです。「働くことは誰にとっても自立した生活を支える基本であり」という部分で、意見としては、働けないと基本を満たしていないというふうに、うがった見方だとそのようにも受け取られかねない印象があります。むしろ、「働くことは一人ひとりの可能性」というところまで言ってしまったほうがいいのかと思います。恐らく良い意味で書いてあるのだと思うのですが、これに当てはまらない方々もたくさんいらっしゃる、それに向けて今、頑張っているという方もたくさんいるということを配慮すると、誰にとってもそれが基本だと謳ってしまうのは、今の段階ではどうなのだろうという疑問の意見がありましたので、ここで言わせていただきます。

(堀江会長)

今回、いろいろな意見がありますので、意見を言っていて、もしお答えいただいたほうがよろしいものについてはお答えいただきますけれども、後はまた事務局のほうで検討いただくという扱いで、どんどん意見をいただくことでよろしいですか。

(伊部委員)

今日、事務局のご説明をいただきまして、障がい者支援に関わる分野はすごく広がってきて、それを網羅的にこの計画にうまく落とし込んでいるのだなというふうにまず受けとめております。その関連で申し上げますと、16 ページの2 番の下(2)の地域生活の関係のところ、下から2 段目ほどをちょっと読み上げますと、「医療、福祉、教育等の関係機関」と言い切っているのですが、一方、18 ページの丸2 つ目の下から2 段目を見ますと、福祉・医療・介護といろいろ書いてあって「各分野」というふうに書かれております。特に、16 ページの地域包括ケアシステムは構築という関係でまだ現在進行中というふうに私も理解しておりますが、従来の福祉分野、医療の関係者が今どんどん広がっていますので、こういう言い切り方ではなくて、やはり分野という押さえ方をして、時代の流れに合うような形の広がりを反映できるようにしないと、ここに書かれていない人も含めてこの障がい者計画に位置づけているというような示し方が私は必要なのかなと思っています。この分野という言葉の使い方についてどのようにしたらいいのか、ちょっと私もうまく浮かばないので、事務局の方でもう一度ご検討いただければと考えている次第でございます。

(小山委員)

17 ページの(2)の教育や文化で「子ども」というふうにしか書いていなくて、私たちは大きくなってスポーツや芸術を大人になってやると、結局働いていくと今度はやめなさいというふうに言われるのですね。仕事をとるか、例えば太鼓とか、芸術とかスポーツをやるか、どっちかやめなさいというふうになってしまうので、大人も混ぜてほしいのです。「大人も」というふうに入れてほしいのですよね。

(堀江会長)

その意図はご理解いただけますよね。少しここは文章を区切るなり、大人でもやはり芸術やスポーツを楽しむような選択ができるようにということを配慮していただきたいということだと思います。後ろに「障がい者が」と書いてありますが、分かりにくくなっている

のかもしれないですね。とても大事だと思います。この18ページまでのⅡにおいて、それぞれのご意見は解釈しなくても多分事務局の方は分かっていると思います。ノーマライゼーションとインクルーシブの意味などはまたご議論いただくということによろしいですか。

では、一旦区切りまして、Ⅲのほうに移らせていただきます。時間があればまた振り返ることにいたします。Ⅲのほうは長いので、1、2のところまでページを区切ってみます。19ページから2のところまでですので39ページまでになりますでしょうか。ちょっと長いですがけれども、お気づきの点、ご意見ください。お願いいたします。

(鈴木委員)

31ページの「在宅サービス等の充実」のところで、要するにどこにも「等」ということが出てきているのですが、やはりどこまで従業者を増やすか、事業所を増やすかという点でちょっと記載があるといいかなと。事業名しか書かれていないのでということです。

(堀江会長)

他にお気づきのことはありますでしょうか。この四角の中の基本的な考え方の中にも、先ほど伊部委員からご指摘がありました「医療、福祉、教育等の関係機関」という文言がありますので、ここもどのようにするかについては整合性を含めてご検討ください。

いかがでしょうか。もしこの時間に事務局からご説明があるようであればご説明いただいて委員の皆様たちに資料を見てもらいながらということにしますが、特にありますか。今までの意見の中で補足の説明があればお願いいたします。

(事務局)

後でお答え申し上げようと思っておりましたが、堤委員からご指摘がありました精神障がい者に対するバス割引につきましては、認識は十分してございまして、この後になりますけれども42ページのところに1つ項目を設けて記載していますので、後ほどご参照いただければと存じます。

(堀江会長)

では、先に進んでみてまた気がつかれましたらフリーに言っていただく時間にいたします。そうしますと、Ⅲの後半ですね。3と4になりますので、40ページから66ページになりますでしょうか。今、堤委員のバリアフリー、あるいは交通機関というところもここに入るのだと思います。よろしいでしょうか。ご意見いただければと思います。

(河原委員)

44ページから45ページぐらいまで、行政情報のアクセシビリティに関係あるのですが、やはり手話もしっかり載せていただきたいと思います。字幕も必要です。日本語の文章に苦手なろう者もいるので、手話も含めていただきたいと思います。

(鈴木委員)

43ページの情報通信における情報アクセシビリティのところなのですが、ここかどうかがちょっと分からないのですが、視覚障がいのある人に対しての代筆・代読者の養成というところが入っているといいかなと思います。

さらに43ページ、同じく情報提供の充実等で、ライトセンターにおいて色々作っていると書いてあるのですが、このところにも代筆・代読者の従業者の養成というところが入るといいかなと思っています。

44 ページ、情報コミュニケーションのところなのですが、代筆・代読者を養成するだけではなくて派遣するというのもどこかに、このところに入れておいていただくといいかなと思っています。

同じく 44 ページのテレビ番組とかそういったことが入っているところなのですが、解説放送というのをに入れていただくといいかなと思っています。

それから、政見放送というのが出てくるのですが、県の色々なところで出すものについて音声解説を付記していただきたいかなと思っています。

(堀江会長)

具体的なご指摘ありがとうございました。事務局はよろしいですか。ご意見いただいたことに何かありますか。

(鈴木委員)

もう 1 点、49 ページのところ、県の行政情報の提供とか色々書いてあるところに、県の職員の皆さんに視覚障がい者の誘導方法等の研修の実施というのが入っているといいかなと思いました。

(猿渡委員)

40 ページの住宅の確保のあたりからなのですが、それぞれ障がいを持っている皆さん、僕は発達もあるのでありますが、住宅改修するとき、例えば自動ドアをつけたりするとき、環境制御装置になったり、市区町村によって扱いが違ふということと、あと、まだまだ居住支援協議会ができたといっても、やはり不動産屋さんには段差があるし、不動産屋は理解してくれているけれどもオーナーさんは中々障がいを持っている方を入れるということが難しいとか、今もちょっとやっているのですが、相模原市に住宅は 1 軒あったのですが、県営は今回は車椅子対応型の住宅が無かったりということもあります。住宅ということでは障がいを持っている私たち、住宅改修して生活しなければならない人達が、インターネットで例えばバリアフリーで調べても、ただ家の中が平らなだけで、入り口の框がどれぐらいだとか、うちもそれにお金をかけているのですが、改修するときにお金は出ますが、ほとんど戻さなければいけなかったりします。障がいが変わったりしたときにはお金が出ますが、例えば家族ができて転居するとか、障がいが重くなってリフターをつけなければいけないとか、そのような状況になったときに、中々障がいを持っている人が住みにくい、改修しにくいと感じています。

あともう一つ、移動しやすい環境の整備というところで、大分最近警備員さんなども増えてきたのですが、特に JR さんなどはステーションサービスに移管してどんどん人も減らされ、視覚障がいの方などに関しては誘導のことはやっていますけれども、横浜もそうですが、余りにも混んでいると障がいを持っている私たちはすごく乗りにくい。そこから言いますと、ヘルプマークなのですが、東京都の場合は都営地下鉄の駅などにありますが、神奈川県だと各市区町村にしか無いので、できれば市区町村と保健所、それこそ保健所だったり相談課だったり、そういう身近なところに置いていただいて、東京都のような、相模原もヘルプカードじゃない、もう一個あるのですが、サポートカードみたいな、どういうときにどういうふうに対処してくださいという、もう少し分かり易い、ヘルプカードを今度見直すのであれば、もっと分かり易く身近につけられるものがあつたらいいかなと思っています。

あと 1 個だけ医療の問題で、誰もが住みやすいというところでいくと、私もそうですけれども、コンサータとかストラテラとか精神系の指定医でないと出せない薬だったり、よくあるのが身体障がい、脳性まひ、重心の CP の方なんかだと、やはり施設に行かないとかかれない。地域のお医者さんではなかなか僕らはかかれないので、重複施設に行かないとかかれない。

ません。そういうところから言っても、地域の中で生活するということは、それぞれの障がいだけではなく、心も体に見えない人たちもいっぱいいますので、障がいを持っている方への理解というのも、県も含めて心のバリアフリー、この間のバリエーションみたいな形でもいいのですが、もっと医療従事者の方たちに、例えば入院だけではなくて、障がいを持っている人たちが地域の医療機関にかかれるような仕組みというのをもっと強化してつくっていただけるように載せていただけると安心して暮らせるのではないかなと思います。

(六反委員)

手短に2つほどお願いします。40ページの上から2個目の丸のところは住宅関連の話なのですが、重度障がい者の地域生活ということで、そこのところは入れていただいたのですが、今後懸念される高齢者の方の施設整備のところも何かご配慮というか、今後そこがかなりのネックになってくるのではないかと予想されますので、その辺のところをご配慮いただきたいのが1点です。

あと、46ページあたりになるのかもしれませんが、防犯の逆なのですが、実際に加害者になってしまったときの仕組みというか、その辺がいろいろ聞いていますと中々うまくいかなかったり大変だったりするということをお聞きしていますので、防犯の逆で加害者になってしまったときのためのものをここに載せるのはなかなか難しいのかもしれませんが、その辺の仕組みがあると助かるなというのは声としていただいていますので発言させていただきます。

(河原委員)

48ページの①、2つ目の丸なのですが、「知的障がい等によりコミュニケーションに困難を抱える」とあります。知的障がいだけではなくて、聴覚障がい者もやはり小さいときからの成長の背景などにより、コミュニケーションだけではなくていろいろな問題を抱えている人もいますので、そういう人に対して助言が必要な場合もいっぱいあります。ですから、聴覚障がいも入れていただきたいと思います。

それから、52ページ、1番目の丸、神奈川障害者職業能力開発校には聴覚障がい者もたくさん通っているのですが、指導員の理解がなくて困っているという意見がたくさんあります。やはり神奈川障害者職業能力開発校の中でも合理的配慮をきちんとやるという言葉を入れてほしいと思います。

それから、61ページからの県立保健福祉大学に障がい者がいる場合、いろいろ配慮しなければならないことが書いてあるのですが、県には他にもたくさん大学があると思うのです。他の大学にいる障がい者の大学生に対する取組みなどが全くないので、それも入れる必要があるのではないかと考えています。県立保健福祉大学は福祉関係の専門者を養成する大学だと思っています。聴覚障がいや視覚障がいに対する専門の知識や技術を持ち、耳の聞こえない人、目の見えない人に対してきちんと支援できる人々の養成もきちんと県立保健福祉大学でやるべきではないかと考えております。

それから、64ページ、2つ目の丸、「演劇やダンス公演での視覚障がい者による文化芸術活動の楽しみ方の可能性を探ります」と書いてありますけれども、それは聴覚障がい者も同じです。演劇など、聴覚障がい者がなかなか楽しめないことが多くあります。聴覚障がい者も芸術を楽しめるような方法、可能性を探るとい言葉を入れてほしいと思います。以上です。

(小山委員)

52ページの雇用促進のところなのですが、障がい者はずっと一生平社員でこき使われるのですよね。安い給料でこき使われているというので、昇給とかあったり、適正な給料をもらえるというのも欲しいし、あと、有給休暇が必ずもらえるという。健常者が休まない和有給

休暇はお前等には取らせないみたいな感じになっているので、有給休暇もしっかりとって休めるというのもやってほしいです。あと、健常者へのちゃんとした、会社は理解しているのだけれども、周りで一緒に働く人が全く理解していなくて、最初の3カ月はよくても4カ月になると邪魔扱いされるので、来る前の何カ月か前に障がい特性というのをちゃんと職場の人達にもっと分からせてほしいし、そういう記述も入れてほしいなと思います。

(堀江会長)

障害者差別解消法のまさに大事なポイントですよ。そこも多分盛り込まれているかもしれませんが、再掲であったとしてもきちんと盛り込むことは大事だと思いますので、検討ください。

では、あと残っているものがIV章と関連成果目標ですね。ここのところのご意見をいただくのを先にさせていただきます。ページ数でいきますと、ご確認いただいていると思います。68ページから最後になります。お気づきの点、お願いいたします。

(安藤委員)

別表で関連成果目標の表が加わっておりますけれども、これは大変分かり易いというか、向かっていく目標値が提示されているので分かり易いなと思ったのですが、目標値の算出の根拠というか、これは何か説明していただければなというのが質問です。

それとちょっと戻ってしまっても大変恐縮なのですが、25ページの人材育成のところ。25ページの下から2つ目の丸、かながわ福祉人材センター云々という段落ですけれども、そこに多分これは職業ということだから全県立高校・中等教育学校という、高校・中学まで記載されているのだと思いますが、でも本当は小さいときから福祉ということに触れることが大事なので、インクルーシブ教育だけではなくて、やはり福祉に触れるような、小学校も含めて何か取り組むような姿勢を表現してほしいなと思いました。

(猿渡委員)

別表の下です。サービス管理責任者とか児童発達支援管理責任者とか相談支援従事者とありますが、私は5月まで8年間東京にいて、相模原にもこの間交渉したのですが、東京は相談支援従事者養成研修に東京都の自立生活支援センターの職員、スタッフがまとめ役だったりサポーターという形で入っていて、自立生活支援センターの職員を当事者として採っているのです。例えば神奈川でも、それこそ横田さんたち青い芝の私も一員であるのですが、青い芝のメンバーもずっと地域の中で生きるとなった時に、相談支援従事者は、僕は現にとっではいるのですが、これから来年、再来年で厳しくなってきますよね。当事者が地域で自立生活していたり、グループホームから地域移行した方などに、事業所の方だけではなくて例えば地活に行っているような方でも自立生活、それぞれ3障がいだけではないですね、いろいろな困り事も起きたり、精神の方でも地域の中で立派に生活されている方がいて、そういう方に対して、時間数とかもあると思うのですが、神奈川も青い芝の運動だったり障がい者運動は強いところなので、知的障がいの方もヘルパー資格を持っていたりすることもありますし、障がいを持っている方々に相談支援従事者の養成研修を受けてもらって、ピアサポートもそうだと思うのですが、障がいのない職員だけだと難しい部分も、ピアカウンセリングも含めて当事者の相談支援従事者を採っていただく。もしここにあれば、この中に障がい当事者の人がどれぐらいいるかという数字があるとありがたいのですが。私も資格は持っているのですが、職場は違ってももとの職場などから、年金とかどうやってとるのという話なんかも受けたりするのです。そういうことが、当事者で資格を持っている方だとより分かり易い説明できたり、行政の言葉は難しいけれども、相談支援従事者に当事者の方がいればより分かり易い説明の仕方もできると思うのです。神奈川は障がい当事者が多いので、より多くの当

事者だったり、例えば障がいを持っていて作業所の職員をやっている方もいるかもしれないので、そういう方をどんどん社会参加という形で生かせるような相談支援従事者の養成の仕方を検討していただければと思います。

(徳田委員)

ちょっと戻ってしまうのですが、48ページの「刑事事件手続き等における配慮等」というところの①の3番目の丸で、これは矯正施設からの退所後のこと、いわゆる業界用語で出口支援といわれているところだけ定着と連携して協働で進めるというようなことが書いてあるのですが、今、むしろこの分野で着目されていていろいろ対策が必要だと議論されているのは、矯正施設からというよりは、起訴猶予であったり執行猶予であったりということ、矯正施設を経由せずに社会に戻ってくる障がい者をどう受け入れるのかと。つまり入り口支援というところですので、その点についてやはり触れていただいたほうがいいのではないかと、入り口支援における対応も検討されたほうがいいのではないかとこのことを思いました。

あと、同じ項目の2番目の丸なのですが、「知的障がい等によりコミュニケーションに困難を抱える被疑者等に対する取調べの録音・録画や心理・福祉関係者の助言等の取組みを継続する」ということは、もちろんこれはそのとおりで、取り調べに立ち会って助言するような方、その心理関係者、福祉関係者の立ち会いを求めるということで推進されるというのはいいと思うのです。これはまだ全然実施されていないということで課題が多いのでぜひとも取り組んでほしいと。ただ、取り調べの録音・録画については、少なくとも裁判員裁判及び知的障がい、精神障がい等、障がいのある方については最高検からの通達があって、今、基本的には全件実施されているという認識でいるのですが、そうではないのでしょうか。そこら辺の状況を確認したいなということで、これは質問なのですが、よろしくをお願いします。

(堀江会長)

よろしいでしょうか。そのあたり、ちょっと専門的になります。先ほど六反委員からも加害者の問題というのが出ていますので、もう少し網羅したところで記載が必要かなと見ていて思います。網羅というか、もう少し幅を広くした上で、かなり限定的なところで記述が入り込んでいるのかもしれないと思いました。さて、あとはいかがですか。

(河原委員)

別表の8ページです。上から3番目、「手話通訳によるコミュニケーション支援の充実」とあります。これについては、手話通訳ではなくて、「聴覚障がい者の理解とコミュニケーション支援の充実」の方がいいと思います。実際に今、地域福祉課において行われている職員に対する手話講習会のことを考えると、手話通訳の養成ではなく、働く人が聴覚障がい者のコミュニケーションの方法等について理解するための講習会になっておりますので、この表記ではなくて、「聴覚障がい者の理解とコミュニケーション支援の充実」という言葉に変えていただきたいと思います。

(堀江会長)

では、幾つか算出根拠についての説明をしていただきたい、ほか刑事手続云々のところもありますが、答えられるところに二、三答えていただいて、あと検討いただくということでよろしいですか。お願いいたします。

(事務局)

様々なご意見をいただきましたが、今、会長からお話がありました成果目標の設定の根拠

ということでございます。各分野それぞれさまざまな成果目標案を出させていただきましたけれども、それぞれ設定根拠は我々持っておりますが、全部説明するわけにまいりませんので概略をご説明いたします。例えば障がい福祉系の目標ですと、昨年度策定しました障がい福祉計画、この中で設定した目標を引き継いでいるものも幾つかございます。また、障がい福祉計画にないものであっても近年の整備状況の傾向とか、あるいは施策的なてこ入れといった要素も加味しながら5年後の目標、中には5年後の目標になっていないものもございすけれども、それぞれ目標を定めたというところでございます。ちなみに、今後は毎年度の進捗をはかっていくということも必要だと思っておりますので、計画ができた際には最終目標に至るそれぞれの過程の目標というものも定めて、各年度進捗をこの審議会にもご報告したいと考えているところでございます。

(堀江会長)

他については、意見をまた検討いただいて、案の中に盛り込める案と、なかなか今回盛り込めない案等々おありだと思いますので、整理をしていただいてまた次にご説明いただくということで、各委員よろしいですか。

(鈴木委員)

1点だけ。多分40ページあたりになると思うのですが、以前より県の方では手話通訳とか要約筆記を県の事業としてされているのですが、同行援護については、県からは認可をしているというご回答をいただいているのですが、他県においても非常に受講料等のことを考えると直営といいまじょうか、県が独自でやっていないケースも多々あります。ですので、従事者が今非常に不足していて、市町村から支給決定を受けたとしても従事者がいないという声が多いので、ぜひそこら辺を今後、色々な手立てを経て増員していく計画を立案していただければと思っています。

(堀江会長)

よろしいでしょうか。県の方でもご検討いただければと思います。
それでは他にご意見が無ければこれで本日の審議会は終了します。